



令和 7 年 2 月 17 日

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成 20 年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約 4,000 万人、うち長野支部では約 62 万人が加入しています。

【お問い合わせ先】

〒380-8583

長野市南長野西後町 1597-1 長野表参道ビル 8 階

全国健康保険協会長野支部

企画総務グループ 堀野

TEL:026-238-1250 (音声案内 4)

FAX:026-238-1257

**令和 7 年度協会けんぽ長野支部 健康保険料率は前年度より 0.14%引き上げの 9.69%
～ 2 年連続の引き上げであるものの、全国で 7 番目の低さ ～**

令和 7 年度全国健康保険協会都道府県単位保険料率が決定しました。令和 7 年 3 月分(4 月納付分)から、長野支部は **9.69%**となり、令和 6 年度に比べ、**0.14%引き上げ**となります。これは全国で 7 番目に低い保険料率となります。(令和 7 年度の全国平均健康保険料率は令和 6 年度に引き続き 10.00%です。)

一方、40 歳以上 65 歳未満の方が負担する介護保険料率(全国共通)は令和 7 年 3 月分(4 月納付分)から **1.59%**に変更され、前年度より **0.01%引き下げ**となります。

【令和 7 年 3 月分(4 月納付分)からの保険料率】

- ◇ 40 歳未満または 65 歳以上の方 **9.69%** (前年度 9.55%から 0.14%増)
- ◇ 40 歳以上 65 歳未満の方 **11.28%** (前年度 11.15%から 0.13%増)

【長野支部の健康保険料率が引き上げとなった主な理由】

保険給付費等にかかる精算

協会けんぽの保険給付費等については、保険給付等の見込みから概算し、翌々年度に精算する仕組みとなっています。令和 5 年度の保険給付費等が、見込み額よりも多かったため精算分として保険料率に 0.08%分が加算される結果となりました。

【参考】

◎ **インセンティブ制度の報奨金は昨年度よりも増加**

協会けんぽのインセンティブ制度は 5 つの評価項目の取り組みを評価し、評価の高い上位 15 支部に対し、順位に応じた報奨金を付与し、翌々年度の健康保険料率に反映させるものです。令和 7 年度の保険料率に影響する令和 5 年度実績において、長野支部は **5 位**(前回 8 位)となり、保険料率を 0.067%(前回 0.028%)引き下げる結果になりました。

【添付資料(3)参照】

◎ **準備金残高は 5.2 兆円**

令和 5 年度末時点における協会けんぽの準備金残高は約 5.2 兆円となっています。内容として、①法令で確保することが義務付けられている短期的な資金繰りに充てるための運転資金や、季節性インフルエンザ等の流行による一時的な医療給付費の増などのリスクに備えるもの、できる限り長く現在の平均保険料率 10%を超えないように中長期の視点で財政運営を図るもの、という側面を有しています。この準備金残高は、協会けんぽの単年度収支差の黒字額が累積した結果ですが、直近の協会けんぽの収支を見ると、支出の伸びが収入の伸びを上回っており、楽観を許さない状況です。

添付資料：(1) 協会けんぽ長野支部における健康保険料率の推移
(2) 令和 7 年度健康保険料率の順位 (低い方から 10 位まで)
(3) 協会けんぽのインセンティブ制度の概要と令和 5 年度長野支部の実績